

福岡県公報

平成29年6月23日
第3903号

目次

告示 (第435号 - 第436号)

○不服申立ての裁決の公示送達について	(保護・援護課)	1
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計管理局会計課)	2
公 告		
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	2
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
○落札者等の公示	(県警本部会計課)	4
○落札者等の公示	(県警本部会計課)	4
○落札者等の公示	(県警本部会計課)	5
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	5
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	5
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	6
○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録	(生活衛生課)	6
○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の名称変更	(生活衛生課)	6
○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録取消し	(生活衛生課)	6

○二級建築士の免許の取消し	(建築指導課)	6
○平成29年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防防災指導課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

雑 報

○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	9
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	9
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	9
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	10
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	10
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	11
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	11
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	11
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	12
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	12
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	13
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	13
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	13
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	14
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	14
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	15

再 掲

○福岡県私立学校審議会の委員の定数	(私学振興課)	15
○特定危険薬物の指定	(薬 務 課)	15

告 示

福岡県告示第435号

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達します。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求書記載の住所 北九州市小倉南区北方二丁目31-43-2

現所在不明

審査請求人 宮野 久美

2 公示事項

平成26年10月8日付けで提起のあった審査請求について、当県は平成29年3月21日付けで裁決をしましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付することができません。当該裁決書の謄本は当県担当課（福岡県福祉労働部保護・援護課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、平成29年7月7日の経過をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

福岡県告示第436号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
529	福岡市中央区春吉三丁目25番6号 西日本美装工業株式会社 代表取締役社長 池森 孝子	福岡市西区内浜一丁目4番7号 福岡市西区保健福祉センター内	平成29年5月31日

公 告

公告

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地地区画整理

組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

古賀市高田土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成27年4月10日から平成30年3月31日まで

3 施行地区

古賀市久保長崎、久保若ノ浦、久保左屋及び久保流の各一部

4 事務所の所在地

古賀市久保1197番

5 設立認可の年月日

平成27年4月10日

6 変更認可の年月日

平成29年6月9日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営御清水地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成29年6月23日から平成29年7月24日まで	行橋市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市篠原字古野277番1から277番3まで、278番1、278番2、280番、280番2、280番3、282番、283番1並びに篠原東三丁目294番1、294番2の一部及び294番3並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市西区周船寺一丁目13-4
株式会社糸島みるくぷらんと
代表取締役 宮崎 英文

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市都府楼南四丁目811番1、811番6及び811番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市通古賀五丁目21番1号
松田 周平

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名

認可年月日

大川中部第2土地改良区

平成29年6月12日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめモール柳川
 - (2) 所在地 柳川市柳川駅東部土地区画整理事業区域内37街区4画地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - (2) 歩行者通行の利便の確保等
意見なし
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
ごみ減量及びリサイクルの推進に努めること。
 - (4) 防災・防犯対策への協力
 - ア) 災害時の物資提供等の協力を努めること。
 - イ) 一時避難所としての場の提供に努めること。
 - (5) 騒音の発生に関する事項
 - ア) 駐車場より発生する騒音に留意すること。
 - イ) 近隣住民等より公害に関する苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応すること。
 - ウ) 特定建設作業を実施する場合は、市へ届出を行い、規制基準を遵守すること。

- (6) 廃棄物に係る事項
意見なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
- (8) その他
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成29年6月8日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 マックスバリュ久留米西店
 - (2) 所在地 久留米市白山町字鳥飼3番6 他5筆
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
久留米市白山町字鳥飼3番7 他11筆	久留米市白山町字鳥飼3番6 他5筆

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
運転適性検査装置賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
平成29年5月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社九州リースサービス
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
63,180,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年3月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
公用パーソナルコンピュータ用プリンタ装置賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

平成29年5月11日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

26,503,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年3月31日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

ヘリコプター・テレビ・システム機上設備賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

平成29年5月16日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

リコーリース株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目10番35号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

360,417,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年3月28日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画高度利用地区の変更（平成29年6月12日久留米市告示第384号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画市街地再開発事業の決定（平成29年6月12日久留米市告示第385号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画駐車場の変更（平成29年6月12日久留米市告示第386号）

公告

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第14条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する都道府県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第20条第1号（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
中村学園大学栄養学部フード・マネジメント学科 福岡市城南区別府五丁目7番1号	平成29年3月30日

公告

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第16条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する都道府県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）である九州産業大学工学部物質生命化学科食品衛生管理者等任用資格コースについて、その名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同

令第20条第2号（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

変更後の登録養成施設の名称	変更前の登録養成施設の名称	変更の日
九州産業大学生命科学部生命科学科食品衛生管理者等任用資格コース	九州産業大学工学部物質生命化学科食品衛生管理者等任用資格コース	平成29年4月1日

公告

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第18条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号の登録を次のとおり取り消したので、同令第20条第3号（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

登録を取り消した養成施設の名称及び所在地	取消年月日
西南女学院大学保健福祉学部栄養学科 北九州市小倉北区井堀一丁目3番1号	平成28年4月1日

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第2項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成29年6月12日	今永 松雄	6680	死亡

公告

平成29年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

1 講習の種類

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

(1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。）で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から2年以上経過しているもの

(2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになった危険物取扱者

3 講習科目

(1) 危険物関係法令に関する事項

- ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項
- イ 危険物関係法令による規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項

- ア 危険物施設の火災予防及び危険物の漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
- イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
- ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

4 講習の種別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）

(3) 前記(1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

5 講習期日、場所及び講習種別

午前の部（受付：9時00分～9時30分 講習：9時30分～12時30分）

午後の部（受付：13時00分～13時30分 講習：13時30分～16時30分）

開催地	講習会場	講習月日	午前	午後
福岡	福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター	8月16日（水）	その他	給油
		8月17日（木）	その他	石コン
		8月18日（金）	給油	その他
		8月21日（月）	石コン	給油
		8月24日（木）	給油	その他
北九州	北九州市小倉北区東港1-2-5 北九州市民防災センター別館3階	8月25日（金）	その他	給油
		8月31日（木）	給油	石コン
		9月1日（金）	石コン	給油
		9月4日（月）	石コン	その他
		9月5日（火）	その他	石コン
		9月6日（水）	石コン	その他
久留米	久留米市東合川5-9-10 久留米地域職業訓練センター	9月7日（木）	その他	石コン
		9月8日（金）	石コン	その他
		9月19日（火）	その他	給油
大牟田	大牟田市笹林町1-1-1 大牟田市労働福祉会館 ※9月27日は午後のみ	9月20日（水）	給油	その他
		9月21日（木）	その他	給油
		9月27日（水）	その他	給油
京築	豊前市大字吉木955 豊前総合福祉センター	9月28日（木）	その他	その他
		9月29日（金）	その他	その他
		10月5日（木）	給油	その他
飯塚	飯塚市川津680-1 福岡県飯塚研究開発センター	10月6日（金）	その他	給油
		10月12日（木）	給油	その他
		10月13日（金）	その他	給油

予備開催	北九州市小倉北区東港1-2-5 北九州市民防災センター別館3階	平成30年 1月17日(水)	その他	石コン
------	------------------------------------	-------------------	-----	-----

平成30年1月17日(水)の講習は、予備開催となります。

平成29年度受講対象の方は、8月16日～10月13日までの期間にできる限り受講して下さい。

6 受講手続

(1) 受講申請書類の交付

受講申請書は、公益社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受講申請書記入要領

受講申請書裏面の記入要領をよく読み、記入漏れのないよう記入すること。

受講希望日は同一会場で第2希望(北九州会場の石コン・その他希望者は第3希望)まで必ず記入すること。

(4) 受付の期限等

受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、定員に達していない日程及び会場へ変更することがある。

ア 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限(当日消印有効)に従い公益社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付期間(消印有効)	郵送申込先
福岡会場	7月3日(月)～7月28日(金)	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふうおか石油会館3階 公益社団法人福岡県危険物安全協会 ※郵送の際は、簡易書留をお願いします。 (紛失等の事故防止のため)
北九州会場	7月3日(月)～8月10日(木)	
久留米会場	8月1日(火)～8月31日(木)	
大牟田会場	8月1日(火)～9月7日(木)	
京築会場	8月25日(金)～9月20日(水)	
飯塚会場	8月25日(金)～9月27日(水)	
予備開催会場	12月1日(金)～12月15日(金)	

イ 講習開催地への持参による受付

受付時間：10時00分～16時00分(12時00分～13時00分を除く。)

講習会場	受付日	受付会場	所在地
福岡会場	8月9日(水)	ふうおか石油会館2階会議室	福岡市博多区下呉服町1-15
北九州会場	8月28日(月)	北九州市消防局2階特設会場	北九州市小倉北区大手町3-9
久留米会場	9月12日(火)	久留米広域消防本部	久留米市東櫛原町999-1
大牟田会場	9月14日(木)	大牟田市消防本部	大牟田市浄真町46
京築会場	9月25日(月)	豊前市総合福祉センター	豊前市大字吉木955
飯塚会場	10月3日(火)	飯塚消防本部2階会議室	飯塚市片島3-16-8

開催地受付当日に限り会場で領収証紙の販売を行います。

予備開催会場の受講申請は、郵送受付のみです。

7 受講修了の検印

受講修了者に対しては、講習を修了した証として危険物取扱者免状に講習修了証明印を押印する。

8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。

(2) 受講手続、その他の問合せは、公益社団法人福岡県危険物安全協会(電話092-273-1150)に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

三井郡大刀洗町大字鶴木字栗崎1440番76、1440番77、1440番169及び1440番170

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三井郡大刀洗町大字鶴木1440番地89

池田 富夫

雑報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2239回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年10月4日から
平成29年10月17日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 267,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,529,200円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 38,880,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2240回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成29年10月11日から
平成29年10月24日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 125,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,222,612円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 18,600,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2241回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成29年11月1日から
平成29年11月14日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 125,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,381,372円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 18,600,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2242回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年11月1日から
平成29年11月14日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 222,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,468,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2243回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年11月29日から
平成29年12月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 222,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,489,600円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,400,000円

9 受託申請期限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2244回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年12月13日から
平成29年12月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 308,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 63,968,940円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 45,360,000円
- 9 受託申請期限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2245回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,400,000,000円
1組10万通 70組
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成29年12月27日から
平成30年1月9日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 626,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 125,733,492円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 75,740,000円
- 9 受託申請期限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2246回西日本宝くじ

- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成30年1月17日から
平成30年1月30日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 268,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,580,932円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,460,000円
- 9 受託申請期限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2247回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成30年1月17日から
平成30年1月30日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 220,000,000円

- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,630,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,400,000円
- 9 受託申請期限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2248回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成30年1月31日から
平成30年2月13日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 220,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,694,800円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,400,000円
- 9 受託申請期限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2249回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成30年2月14日から
平成30年2月27日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 128,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,348,972円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 18,600,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2250回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年2月14日から
平成30年2月27日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 222,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,576,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2251回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円

- 1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年2月21日から
平成30年3月6日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 267,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,211,572円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 32,460,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2252回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年2月28日から
平成30年3月13日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 222,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,562,500円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 32,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2253回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成30年3月7日から
平成30年3月20日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 124,400,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,402,432円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 18,600,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成29年7月7日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2254回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年3月14日から
平成30年3月31日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 265,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 53,955,612円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,460,000円
- 9 受託申請期限 平成29年7月7日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第384号の2

私立学校法（昭和24年法律第270号）第10条第1項の規定に基づき、福岡県私立学校審議会の委員の定数を次のように定め、この告示の日から施行する。

福岡県私立学校審議会の委員の定数（昭和25年4月福岡県告示第202号）は、廃止する。

福岡県私立学校審議会の委員の定数は、16人とする。

平成29年5月31日

福岡県知事 小川 洋

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第434号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成29年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 特定危険薬物の名称
 - (1) 化学名 2 - (メチルアミノ) - 2 - フェニルシクロヘキサン - 1 - オン及びその塩類
 - (2) 化学名 1 - (4 - クロロフェニル) - N - メチルプロパン - 2 - アミン及びその塩類
 - (3) 化学名 1 - (4 - シアノブチル) - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド及びその塩類
- 2 指定の理由
他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。
- 3 施行期日
平成29年6月22日